

正会員の業務運営等に関する規則

平成20年 3月21日制定
平成20年 9月19日改正
平成21年 3月19日改正
平成21年 9月16日改正
平成24年 3月15日改正
平成24年12月20日改正
平成25年 6月13日改正
平成25年 7月18日改正
平成27年 7月16日改正
令和 5年12月21日改正

(目 的)

第1条 この規則は、正会員（定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）の投資信託及び投資法人等に係る業務運営等の適正化を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(議決権の指図行使)

第2条 投資信託委託会社等会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に定める投資信託委託会社（以下「投資信託委託会社会員」という。）及び第19項に定める資産運用会社である正会員をいう。以下同じ。）は、投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使について、次の各号に定めるところにより、その指図を行うものとする。

(1) 投資信託委託会社等会員がその運用の指図を行う投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使の指図については、書面をもって行うものとする。ただし、投資信託委託会社等会員が、あらかじめ運営機関（電磁的方法による議決権行使システムを運営している機関をいう。）及び受託会社と利用規約等を取り交わし、電磁的方法により議決権の行使を行う場合には、この限りではない。

(2) 投資信託委託会社等会員は、受託者に対し、株主総会招集通知書に記載された各議案について、次の意思表示を明示するものとする。

(イ) 議案に対し賛成であること。

(ロ) 議案に対し反対であること。

(ハ) 投資信託委託業者を代理人として白紙委任すること。

(ニ) 棄権すること。

2 投資信託委託会社等会員は、前項に規定する議決権の指図行使の基本的考え方及び意思決定に係る権限等に関する規定を定めるものとする。

3 投資信託委託会社等会員は、投資信託財産として有する外国株式に係る議決権の行使については、当該国の実情に応じてその指図を行うものとする。

(役職員の禁止行為)

第3条 正会員は、その役員又は職員である者が、自己の職務上の地位を利用して、信託財産等の運用の動向若しくは業務に関して取得した発行会社に係る未公表の重要情報その他職務上知り得た特別の情報に基づいて又はもっぱら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買をする行為をすることのないようにしなければならない。

(違反者に対する処置)

第4条 正会員は、その役員又は職員が前条に掲げる行為を行った場合には、当該行為を行った者を厳正に処置するものとする。

2 正会員は、前項に規定する処置を行った場合には、その顛末を記載した報告書を本会に提出するものとする。

(内部者取引管理体制の整備)

第5条 正会員は、内部者取引の未然防止を図るため、その役員又は職員である者がその業務に関して取得した発行会社に係る未公表の重要情報の管理等に関する社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制の整備に努めるものとする。

2 前項に規定する社内規則については、自主規制委員会が定めるところによるものとする。

* 委員会決議1

(分配金の決定に関する社内体制の整備)

第5条の2 投資信託委託会社会員は、安定的に継続して分配を行うことを前提とする投資信託(毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託(決算頻度が毎月及び隔月のもの)をいう。)について、分配原資・余力を保守的に見極めて分配金を決定するなど、分配方針に沿った分配を行うよう、次の事項を盛り込んだ運営マニュアル等の整備等を行うものとする。

- (1) 分配金を決定するまでのプロセス
- (2) 分配金を検討するに当たって考慮すべき事項
- (3) 分配金決定に当たっての基本的考え方

2 投資信託委託会社会員は、前項に定める運営マニュアル等に基づいた運営の徹底等を図るものとする。

3 前2項に規定する運営マニュアル等の整備等及びそれに基づいた運営の徹底等については、自主規制委員会が定めるところによるものとする。

* 委員会決議2

(自社が運用等を行う投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の取得・処分)

第6条 正会員は、自らの資産をもって自社が運用等を行う投資信託の受益証券又は投資法人の投

資証券（以下「自社設定投資信託受益証券等」という。）を取得及びその処分（以下「取得等」という。）を行ってはならない。

- 2 正会員が自社設定投資信託受益証券等（不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第3条第1項に定める不動産投信等及びインフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則第3条第3項に定めるインフラ投信等の受益証券又は投資証券を除く。第6条の2において同じ。）について、事故処理に伴う一時的な取得等その他通常の業務に必要な取得等を行う場合には、前項の規定を適用しない。

（不動産投信等及びインフラ投信等以外の自社設定投資信託受益証券等の取得等）

第6条の2 正会員は前条第1項の規定にかかわらず自社設定投資信託受益証券等について、次の各号のいずれかに該当する取得等を行うことができるものとする。

- (1) 当初設定時又は当初運用時における取得等
- (2) 商品性を適正に維持するための取得等
- (3) 自社財産の運用を目的とした取得等

- 2 前項第2号に規定する商品性を適正に維持するための取得等は、次に掲げる取得等とする。

- (1) 特定の株価指数等に連動する運用成果を目指す投資信託（インデックス・ファンドをいう。）等の当該投資信託の特色となるポートフォリオの維持を目的に必要な範囲で行う取得等
- (2) 複数の投資信託で構成された投資信託グループであって、当該投資信託グループを構成する投資信託の間で乗換えを行うことができるとされているものにおいて、特定の投資信託の残高が減少したため、当該投資信託グループの運営が維持できなくなる恐れがある場合に必要範囲で行う取得等
- (3) その他理事会において当該投資信託の商品性を維持するために必要と認めた取得等

（不動産投信等及びインフラ投信等である自社設定投資信託受益証券等の取得等）

第6条の3 正会員は、第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号の要件を満たした場合において、不動産投信等及びインフラ投信等の自社設定投資信託受益証券等の取得等を行うことができるものとする。

- (1) 不動産投信等及びインフラ投信等の受益証券、投資証券であること
- (2) あらかじめ取得等に関する社内手続きが社内規則に定められていること
- (3) 取得等の実施に関し自社の取締役会において細則に定める事項が決議されていること
- (4) その他細則に定める要件を満たす取得等であること

- 2 正会員は、前項第3号に定める取締役会の決議を行った場合には、細則に定める事項を速やかに公表しなければならない。

- 3 正会員は、第1項第3号に定める取締役会の決議に基づき不動産投信等及びインフラ投信等の自社設定投資信託受益証券等の取得等を行った場合には、細則に定める事項を速やかに公表しな

ければならない。

* 細則第2条、第3条

(不動産投信等及びインフラ投信等である自社設定投資信託受益証券等の取得等の実施)

第6条の4 正会員は、前条第1項第3号に定める取締役会の決議の日から起算して5日を経過した日以降でなければ取得等を行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、正会員は、不動産投信等及びインフラ投信等において取得価格又は投資家の投資判断に重大な影響を与える重要な事実を公表することが見込まれる場合には、当該事実を公表した日から起算して7日が経過するまでの間、取得等を行ってはならない。

3 正会員は、前項の規定により取締役会で決議をした取得等を実施することができなくなった場合には、あらかじめ当該状況への対応について当該取締役会で決議している場合を除き、再度、第6条の3第1項第3号に定める取締役会の決議を行ったうえで取得等を行わなければならない。

(自社設定投資信託受益証券等の取得等を行った場合の開示)

第6条の5 正会員は、第6条の2又は第6条の3に掲げる取得等を行った場合には、別に定める投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に基づき運用報告書又は資産運用報告において開示を行うものとする。

(不動産投信等が原資産となる証券、権利、取引の禁止)

第6条の6 正会員は、自社が運用等を行っている不動産投信等及びインフラ投信等のみを原資産とする証券、権利、取引に対して投資してはならない。

(有価証券届出書等の有効期間)

第7条 内国証券投資信託受益証券及び内国投資証券の募集に係る有価証券届出書及び目論見書の有効期間は、16ヵ月以内とする。

(株式投資信託の買付及び解約の申込みの受付時限等)

第8条 投資信託委託会社会員は、株式投資信託について次の事項を遵守するものとする。

- (1) 販売会社に対し、顧客の買付及び解約（買取りを含む。以下同じ。）の受付は、遅くとも午後3時30分までに締切ることを遵守するよう求めること
- (2) 当該営業日における顧客の買付及び解約の取引に係る追加設定又は解約の口数を投資信託毎に確定し、速やかに受託銀行に連絡すること

(大口申込者への販売等)

第9条 投資信託委託会社会員は、販売会社との間で、追加型株式投資信託について投資信託毎に大口申込者の一回当たりの解約受付限度額及び事前連絡を要する一定金額を決定するものとする。この場合、当該金額は当該投資信託の規模及び商品性格等を十分考慮し、当該投資信託の運用上

支障の生じない金額とする。

2 投資信託委託会社会員は、販売会社に対し、前項に規定する一定金額以上の解約については、約定日当日の午後12時30分までに投資信託委託会社会員に対して連絡するよう求めるものとする。

ただし、投資信託の解約に係る基準価額適用日が翌営業日以降の投資信託又は投資信託約款などの規定により別の運営を可能としている投資信託については、当該投資信託の運用上支障の生じない時限（実務上支障のない時限など）とすることができるものとする。

（分配金等の支払い）

第10条 投資信託委託会社会員は、販売会社に対し、投資信託に係る分配金又は償還金の顧客への支払いを、原則として当該投資信託の決算日又は償還日（以下「決算日等」といい、当該決算日等が休業日の場合は、翌営業日とする。）から起算して5営業日までの間に支払いを開始することを遵守するよう求めるものとする。

（手数料内枠制の投資信託に係る募集手数料及び消費税の返戻の通知）

第11条 投資信託委託会社会員は、手数料内枠制の投資信託について、販売会社がその募集手数料（消費税を含む。）の全部又は一部を投資者に返戻する場合には、当該販売会社に対し投資者へ返戻する消費税相当額の総額を、信託契約締結日に当該投資信託委託会社会員に通知させるものとする。

（投資信託財産の信託終了後に生じる金銭の取扱い）

第12条 投資信託委託会社会員は、投資信託の信託終了時に当たっては、当該投資信託に係る未収入金のうち、金額を見積りうるものがある場合には原則として投資信託財産に繰り入れることとする。

なお、投資信託財産への繰り入れは受託者による立替えにより行うこととする。

2 投資信託委託会社会員は、前項に規定する繰り入れを行っていない金銭が信託終了後に生じた場合には、原則として当該金銭を信託終了時における受益者に返還することとする。

なお、受益者への返還に当たっては、当該返還に係る費用を控除することができることとする。

（所管委員会への委任）

第13条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

1. この規則は、業務規程の改正に係る主務官庁の認可の日（平成20年3月31日）から実施する。
2. 投資信託の運営等に関する理事会決議（平成16年3月16日制定）は、業務規程の改正に係る主務官庁の認可の日（平成20年3月31日）をもって廃止する。

附 則

1. この改正は、平成20年10月1日から実施する。
2. 投資信託の募集及び販売等に関する規則、投資信託の募集及び販売等に関する規則に関する細則は、平成20年10月1日をもって廃止する。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年12月30日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成24年5月1日から実施する。
2. 前記1にかかわらず、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年6月13日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年7月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成27年7月16日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第6条第2項、第6条の2見出し、第6条の3見出し及び同条第1項柱書及び同条同項第1号、同条第3項、第6条の4見出し及び同条第2項、第6条の6

附 則

この改正は、**令和6年11月5日**から実施する。

ただし、第8条の改正規定については、株式会社東京証券取引所におけるシステム更改時期に変

更があった場合には、当該システム更改の実施日から適用する。

*改正条項は、次のとおりである。

第8条第1号、第9条第2項

(未施行部分：本文内において赤字で表示している部分)